

重大な消防法令違反の 建物をホームページに 公表します



違反対象物の公表制度

制度の開始時期

平成30年

4月1日～

違反対象物の公表制度とは

建物を安心して利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物を横須賀市消防局のホームページで確認できる制度です。

公表の対象となる建物

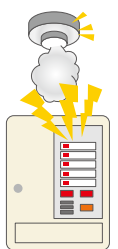
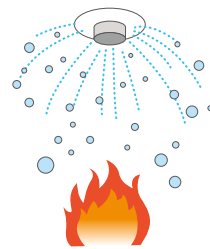
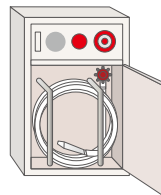
飲食店、物品販売店舗、ホテル・旅館、病院、社会福祉施設等の不特定多数の方が利用する建物です。(特定防火対象物)



公表の対象となる違反

建物に義務付けられた消防用設備等

- 屋内消火栓設備
- スプリンクラー設備
- 自動火災報知設備



が設置されていない重大な消防法令違反です。

公表の方法

横須賀市消防局のホームページへ掲載します。



横須賀市消防局のホームページから確認できます

横須賀市消防局 公表制度

検索



Click!

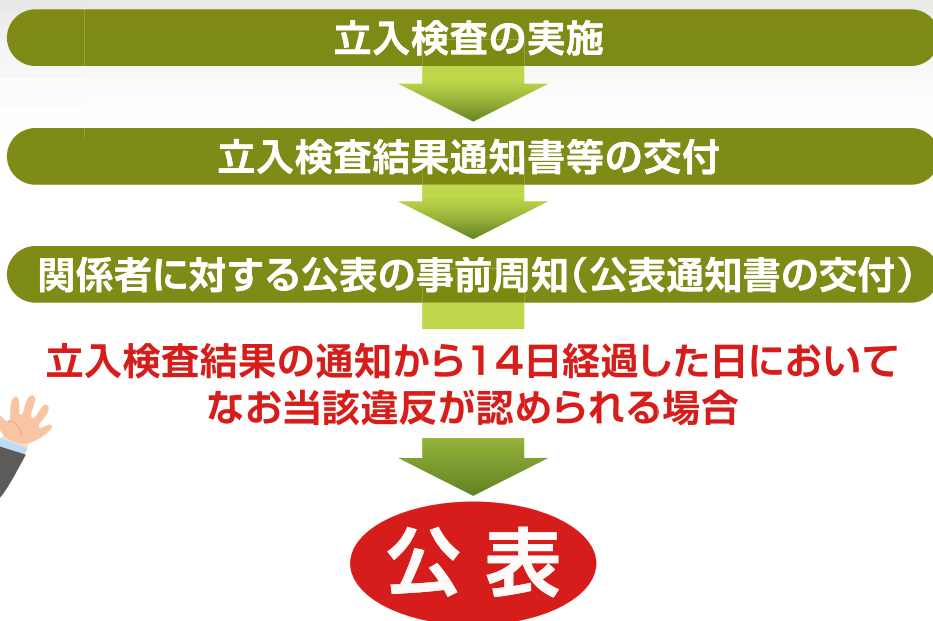
違反対象物の公表制度

公表する内容

- ① 建物の名称 例：〇〇ビル
- ② 建物の所在地 例：〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
- ③ 消防法令違反の内容 例：〇〇設備未設置



公表までの流れ



建物関係者の方へ

建物に以下のような変更を行う場合には、新たに消防用設備等を設置する義務が生じることがありますので、事前に最寄りの消防署へご相談ください。

- ▶ 飲食店、物販店舗、ホテル・旅館、病院、福祉施設等の用途が新たに入居する場合
- ▶ 増築や改築、隣接建物との接続などを行う場合
- ▶ 窓の前に荷物や棚を置いたり、合板等で塞いだりする場合

公表制度については、消防局予防課又は最寄りの消防署にお問い合わせください。



お問合せ先

- ◆ 消防局 予防課 ☎ 046-821-6490
- ◆ 中央消防署 ☎ 046-820-0119
- ◆ 北消防署 ☎ 046-861-0119
- ◆ 南消防署 ☎ 046-836-0119
- ◆ 三浦消防署 ☎ 046-884-0119

横須賀市消防局